

別 添

○「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」（平成 26 年 1 月 7 日付け障精発 0107 第 1 号厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）新旧対照表（令和 7 年度改正）

（下線は改正部分）

改 正	現 行
別 紙 災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領 I 活動理念 1. <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）</u>とは （略） 2. 運用の基本方針 ・ DPAT の活動は、平常時に都道府県と医療機関との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等により策定された防災計画等に基づくものである。 ・ DPAT の派遣は被災地域の都道府県の派遣要請に基づくものである。ただし、厚生労働省は、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対して DPAT の派遣を要請することができる。 2.1 平時 ・ 厚生労働省は、DPAT の活動要領を策定するとともに、DPAT 事務局（厚生労働省の委託事業）を通じて、<u>標準化された研修・訓練の実施及び日本 DPAT を構成する要員の認定・登録により、全国の DPAT の質の維持及び向上を図ること。</u> ・ DPAT 事務局は、都道府県に対して技術的支援を行うとともに、広域災害に対応できるように、全国規模での研修を行うこと。この際、DPAT 関係者との合意形成に基づき、技術的支援ができるように、DPAT 運営協議会を設置すること。	別 紙 災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領 I 活動理念 1. <u>DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）</u>とは （略） 2. 運用の基本方針 （追加） 2.1 平時 ・ 厚生労働省は、DPAT の活動要領を策定するとともに、DPAT 事務局（厚生労働省の委託事業）を通じて、<u>全国の DPAT の質の維持及び向上を図ること。</u> ・ DPAT 事務局は、都道府県に対して技術的支援を行うとともに、広域災害に対応できるように、全国規模での研修を行うこと。この際、DPAT 関係者との合意形成に基づき、技術的支援ができるように、DPAT 運営協議会を設置すること。

改 正	現 行
- 都道府県は、防災基本計画に基づき、それぞれの都道府県 DPAT の整備に努め、都道府県 DPAT に関する情報を DPAT 事務局へ登録すること。この際、「災害医療対策事業等実施要項」(「災害医療対策事業等実施要綱の一部改正について」(令和 7 年 4 月 25 日付け医政発第 0425 第 14 号厚生労働省医政局通知))により実施する DPAT 体制整備事業を活用し、都道府県 DPAT 運営委員会を設置すること。また、DPAT 事務局が実施する研修に定期的に参加した上で、当該都道府県としても研修を行い、都道府県 DPAT の質の維持及び向上を図ること。加えて、地域防災計画又は医療計画を見直す際には、予め DPAT の運用について明記しておくこと。 - 日本 DPAT 登録機関及び、都道府県 DPAT 登録機関は、DPAT の派遣の準備等に努めること。 2.2 発災後 - 厚生労働省は、DPAT 事務局と一体となって、発災直後から情報収集に努め、被災した都道府県（以下「被災都道府県」という。）に対して必要な支援を行うこと。具体的には、DPAT 活動に関する情報集約及び総合調整、被災都道府県における DPAT 調整業務の支援、被災していない都道府県に対する DPAT の派遣調整、関連省庁との必要な調整等の役割を担うこと。 - DPAT 登録機関は、被災都道府県等の派遣要請に応じて、DPAT を派遣すること。 - DPAT は、被災都道府県からの派遣要請に基づき活動すること。被災地での活動に当たっては、被災都道府県の災害対策本部の指示に従うこと。 (削除)	- 都道府県は、防災基本計画に基づき、それぞれの都道府県の DPAT の整備に努め、DPAT に関する情報を DPAT 事務局へ登録すること。この際、「災害医療対策事業等実施要項」(「災害医療対策事業等の実施について」(平成 21 年 3 月 30 日付け医政発第 0330007 号厚生労働省医政局通知)別添)により実施する DPAT 体制整備事業を活用し、都道府県 DPAT 運営委員会を設置すること。また、DPAT 事務局が実施する研修に定期的に参加した上で、当該都道府県としても研修を行い、DPAT の質の維持及び向上を図ること。加えて、地域防災計画又は医療計画を見直す際には、予め DPAT の運用について明記しておくこと。 (追加) 2.2 発災後 - 厚生労働省は、DPAT 事務局と一体となって、発災直後から情報収集に努め、被災した都道府県（以下「被災都道府県」という。）に対して必要な支援を行うこと。具体的には、DPAT 活動に関する情報集約及び総合調整、被災都道府県における DPAT 調整業務の支援、被災していない都道府県に対する DPAT の派遣調整、関連省庁との必要な調整等の役割を担うこと。 (追加) - DPAT は、被災都道府県からの派遣要請に基づき活動すること。被災地での活動に当たっては、被災都道府県の災害対策本部の指示に従うこと。 - 厚生労働省は、災害時に被災都道府県が DPAT の派遣要請を行わない場合において、緊急の必要性があると認めるときには、当該都道府県に対し、DPAT の派遣要請を行うよう求めることがで

改 正	現 行
3. 本要領の位置づけ ・災害対策基本法に基づく防災基本計画（<u>最終改正：令和 7 年 7 月 1 日</u>）には、以下のように、国、都道府県の役割として、DPAT の派遣の要請等が記載されている。 ①～⑦（略） ・本要領は、<u>厚生労働省防災業務計画（平成 13 年 2 月 14 日付け日厚生労働省発総第 11 号）に基づき、指定行政機関や都道府県がその防災業務計画や地域防災計画（相互地域防災計画も含む。）・医療計画等において DPAT 等の派遣要請、運用等について記載する際の指針となるものである。</u> ・また、本要領は都道府県が作成する医療計画等に DPAT 等の整備又は運用といった災害時の医療について記載する際の指針となるものである。 ・なお、本要領は、DPAT 等の運用等の基本的な事項について定めるものであり、都道府県の自発的な活動や相互の応援を制限するものではない。 4. 用語の定義 4.1（略） <u>（削除）</u> <u>4.2 日本 DPAT</u> （略）	きる。 3. 本要領の位置づけ ・災害対策基本法に基づく防災基本計画には、以下のように、国、都道府県の役割として、DPAT の派遣の要請等が記載されている。 ① ～⑦（略） ・本要領は指定行政機関や都道府県がその防災業務計画や地域防災計画（相互地域防災計画も含む。）・医療計画等において DPAT 等の派遣要請、運用等について記載する際の指針となるものである。 ・また、本要領は都道府県が作成する医療計画等に DPAT 等の整備又は運用といった災害時の医療について記載する際の指針となるものである。 ・なお、本要領は、DPAT 等の運用等の基本的な事項について定めるものであり、都道府県の自発的な活動や相互の応援を制限するものではない。 4. 用語の定義 4.1（略） <u>4.2 DPAT 隊員</u> <u>DPAT 隊員は、都道府県又は DPAT 事務局が実施する研修を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として DPAT 事務局から認められ、都道府県に登録されたものである。</u> <u>4.3 日本 DPAT</u> （略）

改 正	現 行
4.3 日本 DPAT 隊員 ・日本 DPAT 隊員とは、DPAT 事務局が実施する「日本 DPAT 研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省及び DPAT 事務局からの認定を受け、<u>厚生労働省</u>に登録された者である。 ・日本 DPAT 隊員には、日本 DPAT 隊員登録証が交付される。 4.4 都道府県 DPAT 隊員 <u>都道府県で所定の研修を受講し、養成される DPAT 隊員を都道府県 DPAT 隊員と称する。</u> 4.5 日本 DPAT 登録機関 <u>日本 DPAT 登録機関は、日本 DPAT の派遣のために都道府県と医療法及び感染症法に基づく協定を締結し、厚生労働省又は都道府県に登録された医療機関等である。</u> 4.6 都道府県 DPAT 登録機関 <u>都道府県 DPAT 登録機関は、都道府県 DPAT の派遣のために協定を締結し、当該都道府県に登録された医療機関等である。</u> 4.7 DPAT 統括者 <u>DPAT 統括者とは、災害時に各 DPAT 本部において、被災地域における DPAT の活動を統括するため、あらかじめ各都道府県によって任命された精神保健指定医であり、次のいずれにも該当する者とする。</u> ・日本 DPAT 隊員であり <u>DPAT 統括者・事務担当者研修</u>を受講済みの者	4.4 日本 DPAT 隊員 ・日本 DPAT 隊員とは、DPAT 事務局が実施する「日本 DPAT 研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省及び DPAT 事務局からの認定を受け、<u>DPAT 事務局</u>に登録された者である。 ・日本 DPAT 隊員には、日本 DPAT 隊員登録証が交付される。 4.5 都道府県 DPAT <u>DPAT は、各都道府県が継続して派遣する災害派遣精神医療チーム全ての隊を指すが、このうち、各都道府県で研修を行い、養成する DPAT を都道府県 DPAT と称する。</u> 4.6 DPAT 登録機関 <u>DPAT 登録機関は、日本 DPAT 派遣のために都道府県と医療法及び感染症法に基づく協定を締結し、厚生労働省又は都道府県に登録された医療機関等である。</u> (追加) 4.7 DPAT 統括者 <u>DPAT 統括者とは各都道府県によって任命された精神科医であり、次のいずれにも該当する者が望ましい。</u> ・日本 DPAT 隊員であり <u>DPAT 統括・事務担当者研修</u>を受講済みの者（ただし、移行期間として、現在厚生労働省及び DPAT 事務局に登録されている DPAT 統括者は令和 7 年度末までに日本 DPAT

改 正	現 行
・災害精神医療、精神科救急体制に関わる精神科医師（基幹的医療機関等の精神科医師）、地域精神医療に関わる精神科医師（管内の医師会等が推薦する精神科医師）又は地域精神保健医療に関わる精神科医師（精神保健福祉センター等の精神科医師） ・夜間土日の緊急連絡体制の確保できる者 4.8 DPAT プレインストラクター・DPAT インストラクター ・DPAT プレインストラクターは、DPAT 事務局が主催する研修の修了者であって、DPAT 事務局及び都道府県が主催する研修運営への参加を希望する者とする。 ・DPAT インストラクターは、DPAT プレインストラクターのうち、DPAT インストラクター認定要件を満たす者であって、DPAT 事務局の認定を受けた者とする。 ・DPAT インストラクターは次に掲げる取組を通じて、DPAT の運用全体を把握・理解し、DPAT 体制の維持・発展に努めることが求められる。 ① ～ ④（略） ・なお、認定要件、更新要件は<u>別に定める。</u> 4.9 地方ブロック ・<u>地方ブロックの名称及び当該ブロックに属する都道府県は、次のとおりとする。</u> ➤ <u>北海道ブロック 北海道</u> ➤ <u>東北ブロック 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</u> ➤ <u>関東ブロック 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東</u>	隊員になること。) ・災害精神医療、精神科救急体制に関わる精神科医師（基幹的医療機関等の精神科医師）、地域精神医療に関わる精神科医師（管内の医師会等が推薦する精神科医師）又は地域精神保健医療に関わる精神科医師（精神保健福祉センター等の精神科医師） ・夜間土日の緊急連絡体制の確保できる者 4.8 DPAT プレインストラクター・DPAT インストラクター ・DPAT プレインストラクターは、DPAT 事務局が主催する研修の修了者であって、DPAT 事務局及び都道府県が主催する研修運営への参加を希望する者とする。 ・DPAT インストラクターは、DPAT プレインストラクターのうち、DPAT インストラクター認定要件を満たす者であって、DPAT 事務局の認定を受けた者とする。 ・DPAT インストラクターは次に掲げる取組を通じて、DPAT の運用全体を把握・理解し、DPAT 体制の維持・発展に努めることが求められる。 ① ～ ④（略） ・なお、認定要件、更新要件は<u>別途 DPAT 活動マニュアルに定める。</u> （追加）

改 正	現 行
<u>京都、神奈川県</u> ➤ <u>中部ブロック 富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県</u> ➤ <u>近畿ブロック 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</u> ➤ <u>中国ブロック 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</u> ➤ <u>四国ブロック 香川県、愛媛県、徳島県、高知県</u> ➤ <u>九州・沖縄ブロック 福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</u> <u>4.10 DPAT 運営委員会</u> (略) <u>4.11 ロジスティクス</u> (略) <u>4.12 保健医療福祉調整本部</u> (略) <u>4.13 保健医療福祉活動チーム</u> 保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、災害支援ナース等の看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師等チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、災害時感染症制御支援	<u>4.9 DPAT 運営委員会</u> (略) <u>4.10 ロジスティクス</u> (略) <u>4.11 保健医療福祉調整本部</u> (略) (追加)

改 正	現 行
<u>チーム（DICT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。</u> <u>4.14 災害医療コーディネーター</u> （略） <u>4.15 災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）</u> DMATとは、災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）から活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。<u>（「日本DMAT活動要領の一部改正について」（令和7年7月22日付け医政地発0722第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知））</u> <u>4.16 日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）</u> （略） <u>4.17 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team）</u> DHEATとは、災害発生時、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成するチームである。<u>（「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEAT先遣隊派遣事業の実施）について」（令和6年10月24日付け健生発1024第2号厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知）</u>	<u>4.12 災害医療コーディネーター</u> （略） <u>4.13 災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）</u> DMATとは、災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）から活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。<u>（「日本DMAT活動要領の一部改正について」（令和6年3月29日付け医政地発0329第6号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知））</u> <u>4.14 日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）</u> （略） <u>4.15 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team）</u> DHEATとは、災害発生時、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成するチームである。<u>（「災害時健康危機管理支援チーム活動要領（一部改正）ならびに災害時における保健所現状報告システムの運用について」（令和4年3月29日付け健健発0329第1号厚生労働省健康局健康課長通知）</u>

改 正	現 行
4.18 <u>災害派遣福祉チーム（DWAT：Disaster Welfare Assistance Team）</u> <u>DWAT とは、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、災害時要配慮者に対する福祉支援を行うチームである。</u> <u>（「災害時の福祉支援体制の整備について」（令和 7 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知））</u> 4.19 日本赤十字社救護班（日赤救護班） （略） 4.20 災害拠点精神科病院 （略） 4.21 <u>精神保健福祉センター</u> （略） 4.22 保健所 （略） 4.23 <u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）</u> ・EMIS とは、災害時に国、都道府県、災害派遣医療チーム（DMAT）等の<u>保健医療活動チーム</u>等が医療機関の被災情報等を共有するシステムである。（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制に係る指針」（令和 5 年 6 月 29 日付け医政地発 0629 第 3 号。厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）） ・DPAT の活動に関連する精神科医療機関の情報、避難所の情報、DPAT の活動状況等は、DMAT 等の他の保健医療福祉活動チームと情報が共有できるよう、EMIS を用いて行う。	（追加） 4.16 日本赤十字社救護班（日赤救護班） （略） 4.17 災害拠点精神科病院 （略） 4.18 精神保健福祉センター （略） 4.19 保健所 （略） 4.20 <u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）</u> ・EMIS とは、災害時に国、都道府県、災害派遣医療チーム（DMAT）等の<u>保健医療福祉活動チーム</u>等が医療機関の被災情報等を共有するシステムである。（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制に係る指針」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号。厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）） ・DPAT の活動に関連する精神科医療機関の情報、避難所の情報、DPAT の活動状況等は、DMAT 等の他の保健医療福祉活動チームと情報が共有できるよう、EMIS を用いて行う。

改 正	現 行
<u>4.24</u> 災害時診療概況報告システム（J-SPEED:Japan-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters） （略） II 活動の枠組み 1. DPAT の構造 1.1 DPAT の役割等 DPAT は、発災直後から中長期にわたり活動する必要があるため、各都道府県は複数の隊を構成し、各隊が引継ぎながら活動できるように整備する必要がある。各隊は、被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して活動することが必要である。 <u>DPAT は、主に本部機能の立上げや継続、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援等の役割を担うこと。</u> 1.2 <u>DPAT</u> における各隊の構成 DPAT 各隊の構成については被災地のニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士や公認心理師等を含めて適宜構成すること。 また、1 隊当たりの活動期間は 1 週間（移動日 2 日・活動日 5 日）を標準とする。	<u>4.21</u> 災害時診療概況報告システム（J-SPEED:Japan-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters） （略） II 活動の枠組み 1. DPAT の構造 1.1 DPAT の役割等 DPAT は、発災直後から中長期にわたり活動する必要があるため、各都道府県は複数の隊を構成し、各隊が引継ぎながら活動できるように整備する必要がある。各隊は、被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して活動することが必要である。 <u>日本 DPAT の後に活動する隊は、主に本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援等の役割を担うこと。</u> 1.2 <u>都道府県 DPAT</u> における各隊の構成 DPAT 各隊の構成については被災地のニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士や公認心理師等を含めて適宜構成すること。 <u>なお、地域の実情に応じて、都道府県の職員だけでなく、関連機関（大学付属病院、国立病院、公立病院、その他の病院、診療所等）の職員で構成することができる。</u> また、1 隊当たりの活動期間は 1 週間（移動日 2 日・活動日 5 日）を標準とする。

改 正	現 行
2. DPAT の指揮系統 2.1 都道府県 DPAT 調整本部（都道府県での統括） （略） 2.2 DPAT 活動拠点本部（保健所圏域、市町村等での統括） （略） ※ 被災地域における DPAT の指揮命令系統を図に示す。 2.3 厚生労働省及び DPAT 事務局 （略） 2.4 派遣都道府県 （略） 3. 通常時の準備 3.1 研修・訓練の実施 （略） 3.2 DPAT 関連情報、DPAT 隊員、DPAT インストラクターの登録 ・厚生労働省及び DPAT 事務局は、都道府県より申請された、DPAT 統括者、本庁担当者、日本 DPAT を組織できる機関の情報を登録すること。 ・厚生労働省及び DPAT 事務局は、「日本 DPAT 研修」を修了した者を日本 DPAT 隊員として登録すること。 ・DPAT 事務局は、日本 DPAT 隊員であって医療法第 30 条の 12 の 2 に定める業務に従事する旨の承諾をした者の申請により、当該者を災害・感染症医療業務従事者（同条の「災害・感染症医	2. DPAT の指揮系統 2.1 DPAT 都道府県調整本部（都道府県での統括） （略） 2.1 DPAT 活動拠点本部（保健所圏域、市町村等での統括） （略） ※ 被災地域における DPAT の指揮命令系統を図に示す。 2.3 厚生労働省及び DPAT 事務局 （略） 2.4 派遣都道府県 （略） 3. 通常時の準備 3.1 研修・訓練の実施 （略） 3.2 DPAT 関連情報、DPAT 隊員、DPAT インストラクターの登録 ・厚生労働省及び DPAT 事務局は、都道府県より申請された、DPAT 統括者、本庁担当者、日本 DPAT を組織できる機関の情報を登録すること。 ・厚生労働省及び DPAT 事務局は、「日本 DPAT 研修」を修了した者を日本 DPAT 隊員として登録すること。 ・DPAT 事務局は、日本 DPAT 隊員であって医療法第 30 条の 12 の 2 に定める業務に従事する旨の承諾をした者の申請により、当該者を災害・感染症医療業務従事者（同条の「災害・感染症医療

改 正	現 行
療業務従事者」をいう。以下同じ。)として登録し、厚生労働省は DPAT 事務局を通じて災害・感染症医療業務従事者を把握すること。 ・日本 DPAT 隊員の登録更新は 5 年ごとに行われる。ただし、年度途中で日本 DPAT 隊員として登録された場合は、登録された当該年度及びその後 4 年間を、日本 DPAT 隊員としての登録有効期間とする。 ・日本 DPAT 隊員の登録更新要件は、登録有効期間において「日本 DPAT 隊員技能維持研修」に 1 回以上参加していること。 ・厚生労働省及び DPAT 事務局は、DPAT インストラクター認定要件を満たした者を DPAT インストラクターとして登録すること。 ・都道府県は、DPAT 統括者、本庁担当者、<u>日本 DPAT 登録機関</u>の情報を厚生労働省及び DPAT 事務局へ登録すること。 ・都道府県は、厚生労働省及び DPAT 事務局へ登録された管内の日本 DPAT 隊員の情報を把握すること。 ・都道府県は、当該都道府県における DPAT 研修を修了した者を当該都道府県の DPAT 隊員として登録し、厚生労働省及び DPAT 事務局へ報告すること。 ・登録された DPAT 隊員は、所属などの登録内容に変更があった場合は、都道府県、厚生労働省及び DPAT 事務局に届け出ること。 4. 派遣の流れ 4.1 DPAT の派遣要請 被災都道府県は、以下の場合は <u>DPAT</u> の派遣要請を検討する。 (略) 4.2 被災していない都道府県からの支援が必要な規模の災害の場合	業務従事者」をいう。以下同じ。)として登録し、厚生労働省は DPAT 事務局を通じて災害・感染症医療業務従事者を把握すること。 ・日本 DPAT 隊員の登録更新は 5 年ごとに行われる。ただし、年度途中で日本 DPAT 隊員として登録された場合は、登録された当該年度及びその後 4 年間を、日本 DPAT 隊員としての登録有効期間とする。 ・日本 DPAT 隊員の登録更新要件は、登録有効期間において「日本 DPAT 隊員技能維持研修」に 1 回以上参加していること。 ・厚生労働省及び DPAT 事務局は、DPAT インストラクター認定要件を満たした者を DPAT インストラクターとして登録すること。 ・都道府県は、DPAT 統括者、本庁担当者、<u>日本 DPAT を組織できる機関</u>の情報を厚生労働省及び DPAT 事務局へ登録すること。 ・都道府県は、厚生労働省及び DPAT 事務局へ登録された管内の日本 DPAT 隊員の情報を把握すること。 ・都道府県は、当該都道府県における DPAT 研修を修了した者を当該都道府県の DPAT 隊員として登録し、厚生労働省及び DPAT 事務局へ報告すること。 ・登録された DPAT 隊員は、所属などの登録内容に変更があった場合は、都道府県、厚生労働省及び DPAT 事務局に届け出ること。 4. 派遣の流れ 4.1 DPAT の派遣要請 被災都道府県は、以下の場合は <u>日本 DPAT</u> の派遣要請を検討する。 (略) 4.2 被災していない都道府県からの支援が必要な規模の災害の場合

改 正	現 行
合 4.2.1 厚生労働省又は DPAT 事務局を介して、派遣要請を行う場合 1) 被災都道府県の本庁担当者は、管下の DPAT 統括者と協議し、厚生労働省又は DPAT 事務局に対し、<u>日本 DPAT</u> の派遣調整を要請すること。可能であれば、必要な隊数、期間、優先される業務についての情報を提供すること。 2) 厚生労働省及び DPAT 事務局は、派遣都道府県に対して派遣の調整を行うこと。 3) 派遣都道府県の本庁担当者は、管下の DPAT 統括者と協議し、派遣可能日程を厚生労働省又は DPAT 事務局に回答すること。 4) 厚生労働省は、派遣される <u>日本 DPAT</u> の派遣先（都道府県）を決定すること。 (削除) (削除) 4.2.2 厚生労働省及び DPAT 事務局を介さず、派遣要請を行う場合 (略) 4.3 被災都道府県内の支援で完結する規模の災害の場合 ・被災都道府県の本庁担当者は、管下の DPAT 統括者と協議し、DPAT の派遣の必要性を検討すること。 ・被災都道府県は、被災都道府県の <u>DPAT</u> の活動地域（市町村）を決定すること。 ・被災都道府県の <u>DPAT</u> は、活動内容、活動場所、スケジュール等	合 4.2.1 厚生労働省又は DPAT 事務局を介して、派遣要請を行う場合 1) 被災都道府県の本庁担当者は、管下の DPAT 統括者と協議し、厚生労働省又は DPAT 事務局に対し、<u>DPAT</u> の派遣調整を要請すること。可能であれば、必要な隊数、期間、優先される業務についての情報を提供すること。 2) 厚生労働省及び DPAT 事務局は、派遣都道府県に対して派遣の調整を行うこと。 3) 派遣都道府県の本庁担当者は、管下の DPAT 統括者と協議し、派遣可能日程を厚生労働省又は DPAT 事務局に回答すること。 4) 厚生労働省は、派遣される DPAT の派遣先（都道府県）を決定すること。 5) 被災都道府県は、派遣される都道府県 DPAT の活動地域（市町村）を決定すること。 6) 派遣される都道府県 DPAT は、活動内容、活動場所、スケジュール等を被災都道府県と協議し、速やかに支援に入ること。 4.2.2 厚生労働省及び DPAT 事務局を介さず、派遣要請を行う場合 (略) 4.3 被災都道府県内の支援で完結する規模の災害の場合 ・被災都道府県の本庁担当者は、管下の DPAT 統括者と協議し、DPAT の派遣の必要性を検討すること。 ・被災都道府県は、被災都道府県の <u>都道府県 DPAT</u> の活動地域（市町村）を決定すること。 ・被災都道府県の <u>都道府県 DPAT</u> は、活動内容、活動場所、スケジ

改 正	現 行
を被災地域の担当者と協議し、速やかに支援に入ること。 Ⅲ 活動内容 (略) 1. 本部活動 都道府県 DPAT 調整本部、DPAT 活動拠点本部において、DPAT の指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行うこと。 2. 情報収集とニーズアセスメント (略) 3. 情報発信 ・ DPAT 活動の内容（収集した情報やニーズアセスメントの内容も含む）は、DPAT 活動拠点本部へ、活動拠点本部が立ち上がっていない場合は都道府県 DPAT 調整本部へ報告すること。また、地域災害医療対策会議等における<u>他の保健医療福祉活動チーム</u>への情報発信と共に、EMIS を通じて情報発信を行うこと。 ・ 活動に関する後方支援（資機材の調達、関係機関との連絡調整等）が必要な場合は、状況に応じて、都道府県 DPAT 調整本部、DPAT 活動拠点本部、派遣元の都道府県に依頼すること。 4. ～11. (略) Ⅳ 費用等 1. <u>原則</u>	ュール等を被災地域の担当者と協議し、速やかに支援に入ること。 Ⅲ 活動内容 (略) 1. 本部活動 (略) 2. 情報収集とニーズアセスメント (略) 3. 情報発信 ・ DPAT 活動の内容（収集した情報やニーズアセスメントの内容も含む）は、DPAT 活動拠点本部へ、活動拠点本部が立ち上がっていない場合は DPAT 都道府県調整本部へ報告すること。また、地域災害医療対策会議等における<u>他の保健医療福祉チーム</u>（DMAT、JMAT、日赤救護班、DHEAT 等）への情報発信と共に、EMIS を通じて情報発信を行うこと。 ・ 活動に関する後方支援（資機材の調達、関係機関との連絡調整等）が必要な場合は、状況に応じて、DPAT 都道府県調整本部、DPAT 活動拠点本部、派遣元の都道府県に依頼すること。 4. ～11. (略) Ⅳ 費用等 ・ <u>DPAT の活動に要した費用は、原則として DPAT を派遣した都道</u>

改 正	現 行
<u>被災都道府県の要請によらない DPAT の派遣については、費用支弁は原則として行われたい。</u> 2. <u>災害救助法が適用された場合</u> ・被災地域の都道府県の DPAT 派遣要請を受けた都道府県が管内の DPAT 指定医療機関から DPAT を派遣した場合において、当該要請を受けた都道府県が当該 DPAT 指定医療機関との協定に基づいて当該 DPAT 指定医療機関に対して救助に要した費用を支弁したときは、当該要請を受けた都道府県は、災害救助法第 18 条に基づき、被災地域の都道府県に対してその費用を求償できる。 ・災害救助法第 20 条に基づき DPAT の活動に要した費用を求償された被災地域の都道府県は、同法第 18 条により求償した都道府県に対して費用を支弁する。 3. <u>災害救助法が適用されない場合</u> ・災害救助法が適用されない場合において、被災地域の都道府県の要請により DPAT 指定医療機関が DPAT を派遣した場合は、当該被災地域の都道府県は、「医療施設等運営費補助金交付要綱」の DPAT 活動支援事業に係る経費（以下「対象経費」という。）を当該 DPAT 指定医療機関に対して直接支弁する。また、災害救助法が適用されない場合において、被災地域の都道府県の DPAT 派遣要請を受けた都道府県が管内の DPAT 指定医療機関から DPAT を派遣した場合は、対象経費を被災地域の都道府県から当該要請を受けた都道府県に対して支弁する。 ・被災地域の都道府県の DPAT 派遣要請を受けた都道府県が管内の DPAT 指定医療機関から DPAT を派遣した場合において、当該要請を受けた都道府県と当該 DPAT 指定医療機関が協定	<u>府県が支弁をすること。ただし、DPAT の活動が災害救助法第 4 条の規定による救助であると認められた場合、被災都道府県の DPAT 派遣要請を受けた都道府県は、同法第 20 条第 1 項に基づき、被災都道府県に対してその費用を求償することができる。</u> ・前項に基づき DPAT の活動に要した費用を求償された被災都道府県は、求償した都道府県に対して、同法第 18 条により費用を支弁する。ただし、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、国に支弁を要請することができる。 ・都道府県は、災害救助法が適用されない場合の費用の支弁と、DPAT の構成員が DPAT 活動のために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償に関して、DPAT を構成するための関連機関と事前の取り決めをしておくこと。

改 正	現 行
<u>を締結していないときは、被災地域の都道府県は当該 DPAT 指定医療機関に対して直接対象経費を支弁する。</u> V 新興感染症に係る DPAT の活動 1. 派遣要請 (略) 2. 活動内容 (略) 3. 活動の<u>終結</u> ・ DPAT 活動の<u>終結</u>については、DPAT の派遣を要請した都道府県が決定する。その際、必要に応じて DPAT 事務局等と相談する。 4. <u>費用等</u> (略)	V 新興感染症に係る DPAT の活動 1. 派遣要請 (略) 2. 活動内容 (略) 3. 活動の<u>終了</u> ・ DPAT 活動の<u>終了</u>については、DPAT の派遣を要請した都道府県が決定する。その際、必要に応じて DPAT 事務局等と相談する。 4. <u>費用の支弁</u> (略)